

ベビーシッター利用支援助成金（新型コロナウイルス緊急対応）制度【後払い方式】のお知らせ

品川区では、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け保育所等の臨時休業等に伴い、医療従事者等社会の維持に必要なサービスに従事している保護者が緊急の保育の代替手段としてやむを得ずベビーシッターを利用する場合の経済的負担を軽減するため、緊急対応として本助成金を創設しました。

1 助成制度の概要

(1) 対象事業者

次の要件を満たす事業者を利用する場合、対象となります。

- ① 東京都に認可外保育施設の届出を行っている居宅訪問型保育事業を実施している区内の事業者
- ② ①の要件を満たす、東京都のホームページに掲載のある居宅訪問型保育事業を実施している区外の事業者

※ 対象事業者の最新の状況は、東京都のホームページでご確認ください。

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/hoiku/ninkagai/ninkagaikyotakuryuuitenn.html>

都ホームページに掲載されている事業者が、複数の事業を実施しており、掲載以外の事業（助成の対象とならない事業）も実施している場合があります（ベビーシッターマッチングサービスなど）ので、事前に事業者にご確認をお願いいたします。

「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」（厚生労働省ホームページへのリンク）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/babysitter/

(2) ベビーシッターの要件

以下のいずれかの要件を満たすベビーシッターを派遣する事業者を利用した場合に、助成対象となります。

※ 利用するベビーシッターが要件を満たすかは、事業者にご確認ください。

- ① 東京都又はACSA（公益社団法人全国保育サービス協会、以下同じ）の居宅訪問型保育基礎研修修了者（基礎研修は、平成27年度以降、東京都又はACSAが実施したものに限る。）
- ② ACSAベビーシッター養成（新任）研修+現任研修修了者
- ③ ACSAの認定ベビーシッター資格保有者
- ④ 子育て支援員専門研修（地域保育コース）修了者（子育て支援員研修は、東京都が実施するものに限らず対象とする。）
- ⑤ 保育士資格保有者
- ⑥ 東京都内の地域型の家庭的保育者（東京都が実施する家庭的保育者研修を修了し、区市町村が認定した地域型の家庭的保育者（退職者を含む。）を指す。）
- ⑦ 看護師資格保有者

(3) 利用要件

次の要件を満たす方が対象となります。

- ① 申請時点で児童と保護者が品川区内に住民票があり、実際に居住していること
- ② 在籍している保育所等が新型コロナウイルス感染拡大のため臨時休園等（登園自粛要請も含む）の措置を行ったため、登園が出来なくなった児童の保護者
- ③ 医療従事者等社会の維持に必要なサービスに従事しており、仕事を休むことが困難な場合

- ※ 在宅勤務については、在籍している保育所等が臨時休園等をしており、やむを得ずベビーシッターを利用した場合のみ、家庭の状況や仕事の内容等を個別に確認させていただいたうえで助成対象となるかを審査します。
- ④ ベビーシッターサービスの基本保育料を事業者に直接支払っており、滞納していないこと。
- ※ 基本保育料について、他の助成制度や福利厚生制度を利用し、既に負担軽減を受けている場合は、減額された後の保育料が助成対象となります。
- ⑤ 保育の必要性の認定を「就労要件」で受けている。または認定を受けるにあたる就労状況であること。
- ※ 保護者それぞれが保育を必要とする事由に該当する必要があります。
ただし、ベビーシッターの利用時に保護者が育児休業期間中や出産休暇中の場合は、助成対象外となります。（必要に応じて、書面の提出や勤務先に就労状況の照会をさせていただく場合があります。）

- ※ ベビーシッター1人が児童1人を保育している場合のみ、助成対象となります。1人のベビーシッターが複数人の児童を保育している場合には、助成対象外となります。
- (4) 助成対象期間 令和2年4月1日～令和2年6月30日までに利用したベビーシッターの保育料
※感染症発生の状況によって、上記期間が変更される場合があります。
- (5) 助成対象となる利用時間
月曜日から土曜日まで（ただし、祝日、休日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く）の午前7時から午後10時まで
- (6) 助成金額
1時間当たり2,250円（上限時間）×利用時間

- ※ 助成対象となるのは、保育標準時間認定（相当）の場合1日11時間かつ月220時間
保育短時間認定（相当）の場合1日8時間かつ月160時間が上限です。
保育の必要性の認定を受けられていない方で、ご自身が認定を受けられる対象であるかや保育時間の認定区分について、ご相談したい場合は、事前に保育支援課開設・計画担当までご相談ください。
- ※ ベビーシッターサービスの基本保育料が1時間2,250円を下回る場合は、基本保育料と同額が上限となります。
- ※ 助成対象時間の上限内であれば、複数事業者を利用した場合でも助成対象となります。
- ※ 交通費、入会金、家事代行、家庭教師、送迎等基本保育以外に係る利用料金は、助成対象となる基本保育料には含みません。

(7) 支払方法・スケジュール

以下のとおりご利用月ごとに申請の締め切りがあります。

お支払いは、ご指定の金融機関の口座にお振り込みいたします。

（助成金の申請・交付スケジュール）【予定】

利用月	申請〆切	支払予定期
4・5月分	2020年6月26日（金）	2020年7月～8月
6月分	2020年7月31日（金）	2020年8月～9月
上記の締め切りに間に合わなかった場合（四半期ごとに申請〆切があります）		
4～6月分	2020年9月11日（金）	2020年11月下旬
4～6月分	2020年12月11日（金）	2021年2月下旬
4～6月分	2021年3月22日（月）	2021年5月下旬

※ 3月の申請〆切日を過ぎた場合は、いかなる理由でも助成金の申請をお受けすることはできませんので、ご注意ください。

(8) 申請方法

必要書類を保育支援課窓口(区役所第二庁舎7階)に郵送または持参にてご提出ください。郵送の場合は、申請〆切日に必着するように送付してください。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、なるべく郵送でのご提出にご協力をお願いいたします。

(9) 提出書類

① 申請書(所定様式)

② 利用証明書(所定様式)

③ ベビーシッター要件証明書(所定様式)

※②、③はベビーシッター事業者にて記入・押印する書類です。

上記①・②・③は、保育支援課窓口で配布しています。また、区ホームページからもダウンロードできます。

④ 勤務状況証明書(所定様式)

※保育の必要性の認定を「就労要件」で受けていない場合または保護者が在宅勤務の場合、ご提出ください。

※④は勤務先で証明される書類です。期限までのご提出が難しい場合は、予めご相談ください。

⑤ 事業者に各月の基本保育料を支払っていることが確認できる書類の写し(領収書の写しなど)

なお、1日単位で領収書が発行されている場合は、利用した全日分の提出が必要になります。

※ 上記、②・③・⑤の書類が事業者から交付されない場合、必ず事前に保育支援課開設・計画担当ご相談ください。

特に②・③の書類については、事業者に証明してもらうことを前提としているため、証明書が発行できるかについては、ご利用を検討している事業者に必ずご確認ください。

また、複数事業者を利用している場合、②・③・⑤もそれぞれの事業者ごとに提出が必要になります。

※ 提出書類に、不備・不足があった場合は、助成ができない場合があります。

※ 提出期限までの全ての書類の提出が難しい場合、必ず事前に保育支援課開設・計画担当にご相談ください。

2 その他

(1) 助成金の返還について

助成金の申請に当たり、次に該当する場合は助成金の交付決定の全部または一部を取り消し、助成金を返還していただくことになります。

① 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

② 上記に掲げる助成対象の要件を欠いていたと認めるとき。

③ ①および②に掲げるもののほか、交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令もしくは交付決定に基づく命令に違反したとき。

(2) 助成金の所得税法上の取扱い

本制度における保育料助成金は、所得税法上の課税対象の所得とはなりません。

詳細については、お住まいの地域の税務署にお問い合わせください。

(問い合わせ先・申請書提出先)

〒140-8715 品川区広町2-1-36 品川区役所 子ども未来部 保育支援課 開設・計画担当
ベビーシッター利用支援事業担当 電話5742-6039

